

広報

みぶ

2014

7

No.662

四館共同企画展

幕末動乱

開国から攘夷へ



主な内容

子ども・子育て支援新制度について …9
四館共同企画展 ……………13~14

壬生町立歴史民俗資料館

2014年
7月26日〔土〕—9月15日〔月・祝〕

国保だより



『国民健康保険高齢受給者証』が更新されます。



～昭和14年8月2日から昭和19年7月1日生まれの方～

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

新しい高齢受給者証は、7月25日頃に発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合には、住民課国保年金係へお問い合わせください。

なお、8月1日以降になりましたら、現在お持ちの高齢受給者証は役場住民課、又は稲葉・南犬飼両出張所へ返還していただきますようお願いいたします。

負担割合の区分については、下記のとおりです。

◆負担割合の判定基準

負担割合	判定基準
3割	一定以上の所得(住民税課税所得が145万円以上)がある方、または、同じ世帯に一定以上の所得がある70歳以上の国保加入者がいる方
2割	昭和19年4月2日から7月1日生まれの方で上記以外の方
1割	上記の3割及び2割負担以外の方

3割負担の方でも、1割又は2割負担になる場合があります。

世帯内にいる70歳以上の方の収入の合計額によっては、『基準収入額適用申請』をしていただくことにより、1割又は2割負担になる場合があります。

該当すると思われる方には、町から通知をお送りいたしますので、手続きをお願いいたします。



「基準収入額適用申請」の対象となる方

70歳以上の国保加入者の方の収入の合計額が下記の金額未満の場合は、基準収入額適用申請をしていただくことにより、1割又は2割負担となります。

70歳以上の
国保加入者が世帯に

① 1人だけの場合…383万円未満

※ 同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行された方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満であれば、基準収入額適用申請の対象となります。

② 2人以上いる場合…520万円未満

◎問合せ先 ●町民生部住民課国保年金係 ☎81-1836



特定健診・特定保健指導についてのお知らせ

生活習慣病予防と健康づくりのため、年に1回は必ず特定健診を受けましょう！！

生活習慣病の主因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を実施し、その必要度に応じて生活習慣を改善するための保健指導を実施していくのが、特定健診・特定保健指導です。

壬生町国民健康保険では、特定健診・特定保健指導により、メタボリックシンドロームやその予備群の方を発見し、その人にあった方法で、健康状態や生活習慣の改善を支援していきます。

特定健診は自分自身の健康状態を確認し、生活習慣を改善する絶好のチャンスですので、年に1回は必ず特定健診を受けましょう。

☆特定健診は5月～12月の日程で実施しています（40歳以上75歳未満の方が対象です）

特定健診・保健指導の流れ



◎問合せ先 ●町民生部健康福祉課健康増進係 ☎81-1885



『国民健康保険限度額適用認定証』について

～医療費の窓口負担を軽減することができます～

高額療養費制度では、請求された医療費の全額を窓口で支払い、後から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます（償還払い）が、この場合、一時的に多額の費用を用意する必要があります。

「限度額適用認定証」を病院に提示することにより、窓口での医療費の支払いは自己負担限度額までおさえられます。さらに、世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代が減額されます。

国民健康保険に加入されている方は、役場住民課において申請ができます。

限度額適用認定証の申請について

申請場所	壬生町役場住民課
申請に必要なもの	① 国民健康保険被保険者証（保険証） ② 印鑑（認印）



限度額適用認定証の申請・利用に関する注意点

- 認定証の発行には、世帯主及び世帯の国保加入者全員の住民税の申告がされていることが必要です。
- 認定期間は申請した月の初日から7月31日までです。
- 同一医療機関での外来診療及び入院時の保険適用の医療費が対象となります。食事療養費や室料差額等、保険適用外の費用については、対象となりません。
- 自己負担限度額は、「医療機関ごと、1ヶ月ごと」に計算されます。
- 自己負担限度額は、世帯の所得によって異なります。
- 毎年8月が「限度額適用認定証」の年次更新となります。現在「限度額適用認定証」をお持ちの方には、6月中に更新手続きの通知と申請書をお送りしています。

◎問合せ先 ●町民生部住民課国保年金係 ☎81-1836



保険税を滞納すると…

※災害などの特別な理由もなく、長い間保険税を納めないでいると、やむを得ず次のような措置をとることがあります。

災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

政令で定めた特別な事情があると認められた場合。

- ◆ 世帯主がその財産につき災害を受け、又は、盗難にかかったこと。
- ◆ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ◆ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ◆ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ◆ 上記に類する事由があったこと。

その他、次の方は、措置の対象から除かれます。

- ◆ 厚生労働省で定める公費負担医療を受けている方。



1 納期限をすぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

2 それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに、『短期被保険者証』が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短く、期限切れごとに保険証の交付を受けることとなります。

3 納期限から1年を過ぎると

『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書は、保険証を返していただき、代わりに国民健康保険の被保険者の資格を証明するものです。

お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することとなります。

全額自己負担で診療を受けた場合、本来、保険者である町が負担する分（一般ですと7割）を特別療養費として、町に申請・請求することとなります。

申請・請求は、診療を受けた月の翌々月以降に、領収書・印鑑等を持参のうえ、町住民課国保年金係で行います。

特別療養費の請求権は、医療費を支払った日の翌日から起算して2年で時効により消滅します。（高校3年生以下の子供には、短期被保険者証を交付しています。）

4 納期限から1年6か月を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

5 それでも納めないでいると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

★以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなるわけではありません。

どうしても納付が難しいときは、早めにご相談ください

納付が困難な場合は、未納のままにせず、納付方法等について、早めに担当窓口にご相談ください。

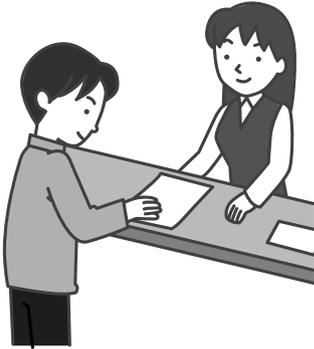
◎納付相談窓口 ●総務部税務課収税係 ☎81-1816





国民健康保険税についてのお知らせ

非自発的失業者に対する国保税の軽減について



倒産や解雇などにより離職された方が、国民健康保険に加入する場合、国保税が軽減されます。

軽減の対象者は、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受給している65歳未満の方です。

軽減額は、保険税の所得割額を計算する際、離職者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行うもので、軽減の期間は、離職の翌日から翌年度末までの間です。

軽減を受けるには、「雇用保険受給資格者証」を提示のうえ、申請が必要です。



国保税は必ず納期限内に納めましょう

国民健康保険は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。

医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族の誰かが亡くなったときなどの給付費用は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助金、そして保険税でまかなわれ、特に保険税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、保険税の期限内納付にご協力ください。

納税義務者は？

国保税は「世帯主」に課税されます。国保に加入していない世帯主であっても、世帯の中に国保に加入している人（被保険者）がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主といいます）に課税されます。

国保税はいつから納めるの？

国保税を納めるのは、国保の被保険者として資格を得たときからで、届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国民健康保険加入・資格喪失の届出は、忘れずに14日以内にしてください。



平成26年度の納付は、平成26年7月から翌年2月までの8期です。

老齢基礎年金・障害基礎年金について

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

また、老後までの長い間には予測できない事がいろいろあり、病気や怪我等で障がいが残った場合の障害年金や、生計を維持している方が亡くなられた場合の遺族年金等があります。

この公的年金のしくみは、自分の納めている保険料が今の高齢世代を支え、自分が年老いたときには、次の世代の納める保険料によって支えられる【世代間扶養のしくみ】によって成り立っています。今回は老齢基礎年金、障害基礎年金についてご紹介します。

(1) 老齢基礎年金

受給資格期間



次の期間の合計が25年以上必要です。

- 国民年金の保険料を納付した期間
- 保険料の免除、猶予、納付特例を受けた期間
- 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
- 第3号被保険者期間
- 合算対象期間（任意加入できる方が加入しなかった期間）

合算対象期間

次の期間（カラ期間）は、受け取る年金額には反映されませんが、年金受給資格期間として合算されます。

※カラ期間は、年金の未加入期間となっており、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則、ご本人の申出によってカラ期間の有無が調査されます。[受給資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性があると思われる方は、お申し出ください。](#)

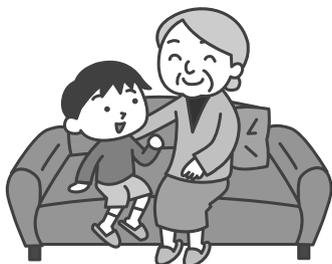
- 厚生年金や共済組合の加入者の配偶者で、昭和36年4月から昭和61年3月までのうち、国民年金に任意加入しなかった、または任意加入したが保険料を納付しなかった期間
- 平成3年3月以前に20歳以上の学生で任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月以降、厚生年金の脱退手当金を受けた期間
- 昭和36年4月以降の20歳から60歳までの間、海外に居住していた期間

年金額（平成26年度4月時点）

老齢基礎年金の年額は772,800円ですが、毎年、物価スライドにより変動します。この額は、20歳から60歳になるまでの40年間、または、年齢に応じた加入可能年数のすべての期間を納付した方が、65歳から受けられる金額です。保険料を納付した期間が加入可能年数より少ない場合には、次の式で計算した額となります。

$$772,800円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{全額免除月数} \times 4/8 (2/6) + 3/4 \text{免除月数} \times 5/8 (3/6) + \text{半額免除月数} \times 6/8 (4/6) + 1/4 \text{免除月数} \times 7/8 (5/6)}{40年 \times 12月 (480月)}$$

※（内は、平成21年3月までの率）



繰り上げ請求

希望により、受給開始年齢を早めて、60歳～65歳前に受給することができます。しかし、この場合の年金額は、65歳から受ける年金額に請求年齢に応じた支給率を乗じた額となり、生涯、減額された年金を受給することとなります。繰り上げて受給すると、特別支給の老齢厚生年金は支給停止になり、病気や怪我等で障がいが発生しても、障害基礎年金を請求することはできません。

繰り下げ請求

希望により、受給開始年齢を延ばして、66歳以降に受給することができます。受給を繰り下げた方の年金額は、65歳から受ける年金額に請求年齢に応じた支給率を乗じた額となり、増額されます。

老齢基礎年金年齢別支給率

【昭和16.4.2以降生まれの方】

繰上げ受給年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	請求月から65歳になるまでの月数ごとに、0.5%の減額率
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	
繰下げ受給年	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	65歳以後の月数ごとに、0.7%の増額率(142%上限)
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

(2) 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中（または、老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中）や、20歳前の病気や怪我で、障害認定日に国民年金法で定める障害等級「1級」または、「2級」に該当する状態の場合に、支給される年金です。

※障害認定日：その障がいの原因となった病気や怪我の初診日から1年6ヶ月経った日。または、それ以前に症状が固定した場合はその日等。



対象となる方

下記のいずれか一つに当てはまる方

- 国民年金の被保険者期間中に初診日がある。
- 国内に住所があり、厚生年金や共済組合に加入していない60歳以上65歳未満の期間に初診日がある。
- 20歳前に初診日がある。

受給の条件

<障害認定日による請求>

● 初診日が20歳前にある場合

- ・ 20歳に到達したときの障がいの程度が、障害等級に該当している。

● 初診日が20歳後にある場合

- ・ 障害認定日（初診日から1年6ヵ月）の障がいの程度が、障害等級に該当している。
- ・ 初診日の前々月までの加入期間のうち、国民年金保険料納付期間や免除期間（学生納付特例・若年者猶予を含む）、及び、厚生年金や共済組合に加入していた期間の合計が、2/3以上あること。

※ただし、この2/3以上の納付要件を満たしてなくても、初診日が平成38年3月31日以前にあるときは、初診日の前々月直近の1年間に保険料の滞納がなければ、該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

<障害認定日以後に、症状が重くなった場合の請求>

- 65歳までに症状が重くなり、障害等級に該当する状態になったとき。（事後重症）
- 新たな病気や怪我により、その基準傷病の障害認定日から65歳になるまでに、前の傷病と併せて初めて障害等級に該当したとき。



年金額（平成26年度4月時点）

1級障害 966,000円
2級障害 772,800円

障害基礎年金を受給できるようになった場合、その方に生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、または、20歳未満で障がいの状態が1級・2級の子がいる場合には、子の数に応じて加算があります。

加算対象の子1人につき（2人目まで） 222,400円
加算対象の子1人につき（3人目以降） 74,100円



あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2014夏

県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2014夏」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

納期内に納付を

町が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、町税が主な財源の一つです。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなります。そのため、町では、収入や財産がありながら町税を納付しようとしないう滞納者に対しての滞納処分（差し押さえ等）を強化しています。

差押を強化

税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、町は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産〈電化製品や美術品、貴金属等〉）を差し押さえなければならないことが法律で定められています。



財産調査には、滞納者の自宅などの捜索があります。捜索時に発見された財産は、差し押さえされます。「捜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。

また、自動車のタイヤロック（写真）を行う場合もあります。タイヤロックとは、差し押さえた自動車を運行、使用させないための措置（国税徴収法第71条）で運行不能状態にするものです。

事情がある場合は相談を

病気や失業、事業の廃止、災害にあったなど、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な方は、納期内に町税務課収税係まで連絡してください。生活状況等をお聞きしたうえで、徴収の猶予などをすることができます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

納税・滞納処分Q&A こんな話をよく聞きます

Q1 借金があるから税金が払えません

答 法律によって、税金は全ての債務（借金含む）に優先すると定められています。個人債務より税金が優先されます。（地方税法第14条）

Q2 いきなり差し押さえされた、あんまりではないか

答 税は納期内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押さえをしなければならない」と明示してあります。（国税徴収法第47条）

Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた、プライバシーの侵害ではないか

答 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

Q4 差し押さえる前に自宅訪問はしないの？

答 差し押さえ等をするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差し押さえ等が行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

Q5 小額滞納でも差し押さえはするの？

答 金額の大小に関わらず差し押さえ等を行います。「小額の滞納だから差し押さえられないはず…」といった考えはお止めください。

問合せ先 町税務課 収税係 ☎81-1816



子ども・ 子育て支援 新制度について

平成27年4月から実施される予定の「子ども・子育て支援新制度」は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。主に3つの課題の解決に向け、取組を進めていきます。

1 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて

親の就労状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ「認定こども園」の普及を進めます。「認定こども園」は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。

2 「待機児童の解消や地域の保育の支援」に向けて

地域のニーズを踏まえ、待機児童解消の為保育の受入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します。

3 「地域の子育て支援の一層の充実」に向けて

地域における子育てに関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」「一時預かり」「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター・ひよこ）、「延長保育」、「妊婦健診」、「ファミリー・サポート・センター」、「乳児家庭全戸訪問事業」などさまざまなサービスの拡充を図ります。

市町村は、新制度の移行にあたって、国が定める「基本指針」に基づき、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。壬生町においても子育て中の方、子育て支援に携わっている方の意見を伺いながら、事業計画の策定を進めています。

保育所・幼稚園に入所・入園する手続きはどう変わる？



お子さんが幼稚園や保育所に通っている方・今後通う予定のある方は、町に申請していただき、保育の必要性の有無や必要量の認定を受けていただく必要があります。その後町は、認定内容を記載した「認定証」を発行します。具体的な手続きや申請時期については、10月以降となります。

問い合わせ先

町民生部こども未来課子育て支援係 ☎81-1831

保育園が取り組む 子育て支援事業

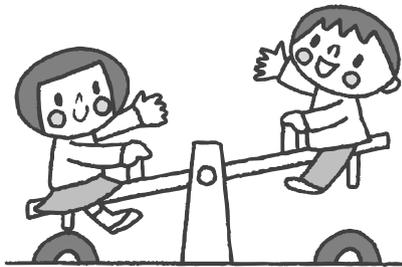
保育園では、子育てに関する悩みや疑問の相談に応じていますが、次のような子育て支援事業も行っていますのでご利用ください。

休日保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜日・祝日等の保護者の勤務等により、保育に欠ける児童を保育園で保育する「休日保育」を実施しています。

対象は、保育園に入所しており、保護者の就労などのため、休日等においても保育に欠ける児童になります。

保育園により利用料金に違いがありますので、詳細は各保育園にお問い合わせください。



一時保育

専業主婦家庭等の育児疲れの解消や保護者の急病、入院等に伴い、一時的に保育が必要になった就学前児童を保育園で保育する「一時保育」を実施しています。



特定保育

保護者の勤労形態が多様化しているなかで、働き方に応じた保育需要に対応する「特定保育」を実施しています。

対象は、保育所において一定程度(1ヵ月当たり概ね64時間以上)継続的に保育する児童になります。

ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、対象にはなりません。

保育園により利用料金に違いがありますので、詳細は各保育園にお問い合わせください。



実施保育園及び問合せ先

壬生寺保育園	壬生町大師町11番16号	☎82-0811
ありんこ保育園	壬生町壬生丁75番地14	☎82-3137
メリーランド保育園	壬生町下稲葉343番地1	☎82-5921
森の子保育園	壬生町安塚39番地1	☎85-0301
ステラ獨協前保育園	壬生町北小林1075番地12	☎85-1010

病後児保育事業を実施しています

病後児（病気の回復期のお子さん）を短期間お預かりいたします

※当該事業は「保育対策促進事業」の一事業であり、町が「ステラ獨協前保育園」に委託して行うものです。

対象となるお子さん

- ・町内に住所がある小学校3年生までのお子さん
- ・病気回復期にあり、安静確保の配慮が必要なお子さん

実施施設

実施施設：ステラ獨協前保育園内病後児専用室
保育時間：午前8時から午後5時まで（月～土）
（日曜祝祭日、年末年始の12/29～1/3を除く）

※看護師等1名・保育士1名にて対応

利用方法

①病後児保育の利用が可能かどうか医師に相談のうえ、「診療情報提供書」（有料）を書いてもらい、「利用申請書」と一緒に、実施施設に提出してください。

※利用当日に申し込みの場合は、定員等の都合によりお断りする場合がございます。利用前日の17時までに園又は役場こども未来課子育て支援係に連絡し予約をとってください。

②お子さんをお迎えの際に、その日の利用料を実施園に直接お支払いください。

③利用期間は、原則として1回の申請につき連続7日間を限度とします。

※申請書等は実施施設又は本庁こども未来課にあります。また、町のHPからもダウンロードできます。

※利用定員は、1日あたり3名です。

利用料

1日あたり2,000円（市民税非課税世帯は500円）
診療情報提供書代は別途かかります。

対象となる症状

- ①感冒、消化不良症等日常罹患する疾病の回復期
- ②水痘、風しん等の慢性疾患の回復期
麻疹・結核を除く）
- ③ぜん息等の慢性疾患
- ④熱傷等の外傷性疾患

問合せ先 町民生部こども未来課子育て支援係

☎81-1831

ステラ獨協前保育園（壬生町北小林1075-12）

☎85-1010

不妊治療費補助制度のお知らせ

壬生町では、子どもを望む夫婦が不妊治療を受ける場合において、その不妊治療費の一部を助成しています。

対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の全てに該当する方

- ①医師による不妊治療を受けていること
- ②1年以上前から壬生町に居住している方
- ③医療保険各法の被保険者又は被扶養者である方
- ④町税等の滞納がない方

助成の内容

治療1回につき、国、県の制度や医療保険各法に基づく補助及び給付等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額で10万円を上限に助成します。

1年度あたり2回までとし、通算3年まで助成します。

申請期限

原則として治療を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。

ただし、治療中で年度を越える場合は、治療終了時が治療を受けた日として申請できます。

必要書類

- ①壬生町不妊治療費補助金交付申請書
- ②保険適用外医療費に係る領収書
- ③国又は県の制度による給付等があるときは、補助金等交付決定通知書の写し
- ④住民票の写し又は、外国人登録原票記載事項証明書
- ⑤町税完納証明書
ただし公簿等により内容が確認できる場合は、これを省略することができます。

申請先及び問合せ先 町民生部こども未来課子育て支援係 ☎81-1831

その他

栃木県においても同様の助成制度がありますので、県南健康福祉センター 健康支援課 母子保健福祉担当（☎0285-22-0488）までお問い合わせください。

平成26年全国消費実態調査を実施します

総務省統計局・栃木県・壬生町 **実施期間 9月～11月**

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index.htm>

◆調査の目的

家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯における所得分布、消費の水準、構造等を明らかにして、各種の経済施策の基礎資料とすることを目的としています。

◆調査の期日

二人以上の世帯…………… 9月1日～11月30日（3ヶ月間）

単身世帯…………… 10月1日～11月30日（2ヶ月間）



◆調査の対象

全市及び全国の212町村に居住する世帯を対象に、一定の統計上の抽出方法に基づいて一部の地域を選び、7月以降、調査員が、この地域にお住まいのすべてのお宅を訪問して、世帯主の氏名などをお尋ねします。さらに、この地域の中から調査をお願いする世帯を抽出し、対象となった世帯には、8月下旬頃に改めて調査員がお伺いしますので、ご回答をお願いします。

◆調査事項

「世帯構成、各世帯員の年齢や職業、現住居や現住所以外の住宅及び土地の保有状況」「日々の収入・支出」「耐久消費財等の所有数及び取得時期」「過去1年間の年間収入、貯蓄・負債の現在高」などを記入していただきます。

◆この調査は報告の義務があります

「統計法」では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これに違反したときには罰則が定められています。

■壬生町役場商工観光課統計係

☎81-1846

記入の仕方について
のお問合せは、
コールセンターまで!!

総務省統計局 全国消費実態調査コールセンター

【設置期間】平成26年7月11日(金)から12月15日(月)まで

【受付時間】午前8時～午後10時(土・日・祝日もご利用になれます。)

【電話】0570-01-4194(フリーダイヤル)

【携帯電話・PHS・IP電話】03-6741-4194(有料)



四館共同企画展



幕末動乱

開国から攘夷へ

壬生町立歴史民俗資料館

〒321-0225 栃木県下都賀郡壬生町本丸1-8-33
(東武宇都宮線壬生駅下車、壬生城址公園内)
TEL 0282-821854

2014年

7月26日〔土〕—9月15日〔月・祝〕

開館時間 午前9時—午後5時(ただし火曜日は午後1時から)
休館日 1月曜日(ただし9月15日は開館)
観覧料 一般200円、中学生以下無料
障害者手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。

【主催】

土浦市立博物館

日野市立新選組のふるさと歴史館

壬生町立歴史民俗資料館

板橋区立郷土資料館

〈アメリカ船来絵巻〉 個人蔵
〈壬生藩主 奥州参府 陣羽織〉 常葉寺所蔵



健康づくりのための 睡眠指針2014



厚生労働省は今年3月、「健康づくりのための睡眠指針2014」を策定・公表しました。

睡眠は、心身の疲労を回復し健康を保つために、運動と栄養とともに大切な要素です。近年、睡眠と生活習慣病との関連がさまざまな研究により明らかになってきています。

食習慣においても、起床して、朝食を摂ることで、心と体を目覚めさせ、元気な1日がスタートするサイクルをつくることは大事なことです。

以下に「健康づくりのための睡眠指針2014」をお示しますので、ご参考下さい。

健康づくりのための睡眠指針2014 ～睡眠12箇条～

1. 良い睡眠で、からだもこころも健康に。

- ・良い睡眠で、からだの健康づくり
- ・良い睡眠で、事故防止

2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざめのメリハリを。

- ・定期的な運動や規則正しい食生活は良い睡眠をもたらす
- ・朝食はからだところのめざめに重要
- ・睡眠薬代わりの寝酒は睡眠を悪くする
- ・就寝前の喫煙やカフェイン摂取を避ける

3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。

- ・睡眠不足や不眠は生活習慣病の危険を高める
- ・睡眠時無呼吸は生活習慣病の原因になる
- ・肥満は睡眠時無呼吸のもと

4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。

- ・眠れない、睡眠による休養感が得られない場合、こころのSOSの場合あり
- ・睡眠による休養感がなく、日中もつらい場合、うつ病の可能性も

5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。

- ・必要な睡眠時間は人それぞれ
- ・睡眠時間は加齢で徐々に短縮
- ・年をとると朝方化 男性でより顕著
- ・日中の眠気で困らない程度の自然な睡眠が一番

6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。

- ・自分にあたりラックス法が眠りへの心身の準備となる
- ・自分の睡眠に適した環境づくり

7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。

- ・子どもには規則正しい生活を
- ・休日に遅くまで寝床で過ごすや夜型化を促進
- ・朝目が覚めたら日光を取り入れる
- ・夜更かしは睡眠を悪くする

8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。

- ・日中の眠気が睡眠不足のサイン
- ・睡眠不足は結果的に仕事の能率を低下させる
- ・睡眠不足が蓄積すると回復に時間がかかる
- ・午後の短い昼寝で眠気をやり過ぎし能率改善

9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。

- ・寝床で長く過ごし過ぎると熟睡感が減る
- ・年齢にあった睡眠時間を大きく超えない習慣を
- ・適度な運動は睡眠を促進

10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。

- ・眠たくなってから寝床に就く、就床時刻にこだわりすぎない
- ・眠ろうとする意気込みが頭を冴えさせ寝つきを悪くする
- ・眠りが浅いときは、むしろ積極的に遅寝・早起きに

11. いつもと違う睡眠には、要注意。

- ・睡眠中の激しいいびき・呼吸停止、手足のびくつき・むずむず感や歯ぎしりは要注意
- ・眠っても日中の眠気や居眠りで困っている場合は専門家に相談

12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

- ・専門家に相談することが第一歩
- ・薬剤は専門家の指示で使用

(出典) 厚生労働省「健康づくりのための睡眠指針2014」



ねんりんピック 栃木2014



咲かせよう！ 長寿の花を 栃木路で

開催日

平成26年 10月4日(土) ▶ 7日(火)

ねんりんピックとは……

60歳以上の方々を中心に、あらゆる世代が交流を深めることができる、スポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。

今年は、いよいよ栃木県で「ねんりんピック栃木2014」が開催され、壬生町は、宇都宮市と共にサッカー会場になります。

壬生町サッカー交流大会

日 時……平成26年 10月5日(日)・6日(月)
場 所……壬生町総合公園陸上競技場
主 催……ねんりんピック栃木2014壬生町実行委員会

☆会場内には、おもてなしコーナーや壬生町の特産品の販売コーナーができます。

☆おもちゃ博物館は6日(月)も開館いたします。



写真は昨年行われた壬生町サッカー交流大会リハーサル大会の様子です。

◎ねんりんピック栃木2014の詳しい大会概要や県内の交流大会競技については県のホームページをご覧ください。<http://nenrin-tochigi2014.jp/>

問合せ先

町民生部健康福祉課高齢福祉係 ☎81-1830

青少年健全育成標語 入賞者発表

青少年を非行から守り犯罪の未然防止と、更生のために援助できる標語を、町内中学校の2年生を対象に町青少年健全育成実施委員会が募集し、青少年問題協議会において厳正に審査し選出された作品です。

平成26年度青少年健全育成標語結果

最優秀賞

小林 一葉 壬生中学校 咲かせよう 笑顔の花をこの町に

優秀賞

只隈 友菜 壬生中学校 ちょっと待って 人に嫌なこと 言ってない？

大橋 優貴 壬生中学校 育もう みんなの絆 みんなの笑顔

渡邊 優寧 南犬飼中学校 ありがとう 笑顔になれる 魔法の言葉

佳作

中山 辰吾 南犬飼中学校 どうしたの？ その一声が 救いの声

川田佳那子 南犬飼中学校 いじめ見て 見て見ぬふりも いじめだよ

金子 海咲 南犬飼中学校 「やめなよ」 一言で変わる みんなの未来

梁島 健太 壬生中学校 壬生町を 明るくしよう あいさつで

舟田 吏恩 壬生中学校 増やそうよ 明るい笑顔を 友だちと

星 未爽 壬生中学校 あいさつは 人と人をつなげる 魔法の言葉

井上 綾花 壬生中学校 その行動 本当に良いのか 考えて



「育児 B・G・M 教室」 ベビーマッサージ



5月31日(土)に、壬生町子育て支援センターにおいて、「ベビーマッサージ」を、助産師藤川智子氏を講師にお迎えして開催しました。

お子さんを取り巻く、育児Bはあちゃん・Gじいちゃん、そしてM育メンたちが、親子の絆を深められるベビーマッサージを体験し、赤ちゃんとふれあいを楽しみました。

新米パパたちは、気持ちよさそうにしている赤ちゃんに愛撫し余裕のパパであったり、大泣きに悪戦苦闘し汗をかくパパがいたりと時間がゆっくりと過ぎていきました。久しぶりの再会でご挨拶をしあうパパや、次回の講習会に参加の予約をしていくパパがたくさんいて頼もしく思いました。



住民票の 居室番号表示について（お願い）

住民票に記載する住所は、団地・アパート等の居住者については居住する部屋まで特定できないと住所が判然としないことから、平成23年の総務省通知により、現在では必ず建物名・部屋番号等もご登録いただくよう案内しているところですが、それ以前に住所を登録した方においては、部屋番号等の登録をされていない方が一部見受けられる状態となっております。

今後、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴う各種サービスの提供のため、より一層住所の正確性が重要となることから、部屋番号等の整備を徹底するよう求められているところです。

つきましては、上記に該当する方は大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、役場住民課又は稲葉・南犬飼出張所にて「住所の方書追加の届出」をなるべくお早めにお手続きくださいますようお願いいたします。

なお、役場住民課は、毎週月曜日、窓口延長により午後7時までお手続きができます。ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。



手続きできる方	世帯主又は同世帯の方
お持ちいただくもの	本人確認できるもの（運転免許証・保険証等） 《建物名と部屋番号を明らかに》

※住所に方書記載をした場合には、別途運転免許証等の住所変更の手続きが必要になります。

お問い合わせ先

町民生部住民課管理係 ☎81-1825

ウォーキングで消防交通フェア見学 若草自治会

4月29日壬生町総合公園陸上競技場において、消防交通フェアが開催され、第33回壬生町消防団ポンプ操法大会が行われました。

若草自治会は、日頃から町民・自治会のために活動していただいている消防団の皆様の訓練の成果を見学することで自治会の防災意識を高めるため、大人と子供併せて30名が、健康維持を兼ねたウォーキングによりわんぱく公園に行きました。

参加した会員は、消防訓練を見て防災意識と協力体制の大切さ、そして水の威力のすごさに感心するとともに、子供たちは、はしご車やパトカーなどの展示車を見て感動していました。

その後おもちゃ博物館やわんぱく公園、壬生ハイウェーパークなどを散策し無事家路に着きました。

今回の事業は、会員の絆を深め、防災・交通安全・防犯に対する意識を高めるとともに、親睦と地域の活性化を図るため、町の「いきいきふれあい応援事業」を活用しました。



『減塩で高血圧予防を』 & 『めざせ健康長寿日本一とちぎ!』 壬生町食生活改善推進員が呼びかけ!

毎年6月は「食育月間」です。壬生町食生活改善推進員は、6月8日(日)、スーパー COOPの店頭にて 推進員活動の紹介をするとともに、「減塩で高血圧の予防をしよう!」・「めざせ健康長寿日本一とちぎ!」のリーフレットを配布し、普及・啓発活動をしました。

栃木県は 心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる「健康長寿日本一とちぎ」の実現をめざし、県を挙げて取り組むため「健康長寿とちぎづくり推進条例」を制定しました。

そこで、壬生町食生活改善推進団体連絡協議会(西山 緑 会長)は積極的に町民に呼びかけ健康づくりを応援しました。今回は、新たに場所を選定し、10月を予定しています。



特別敬老金

わたなべ むつ

渡邊睦さん

100歳おめでとうございます。



渡邊睦さんが100歳の誕生日を6月1日に迎えられたため、町長がご自宅を訪問して敬老金を手渡しし、長寿をお祝いしました。

大変お元気で特にお体の不調もなく、趣味のオセロゲームで若い人たちと対戦するのを楽しんでおられるそうです。

これからもますます元気で長生きをしていただきたいと思っています。

かしわざき

柏崎トヨさん

100歳おめでとうございます。



柏崎トヨさんが100歳の誕生日を5月30日に迎えられたため、町長がご自宅を訪問して敬老金を手渡しし、長寿をお祝いしました。

100歳とは思えないほどお元気で少し耳が遠い以外は特にお体の不調もなく、お食事なども普通にお召し上がりになっているそうです。

これからもますます元気で長生きをしていただきたいと思っています。

壬生町では、10年以上本町に暮らし、100歳を迎えられた方に、特別敬老金を贈り長寿を祝っております。平成4年4月から実施している事業です。

第10回「いきいき壬雷クラブ」 グラウンド・ゴルフ大会開催



5月29日、いきいき壬雷クラブ（葛耕一会長）主催のグラウンド・ゴルフ大会が町総合運動場において開催されました。

この大会は、グラウンド・ゴルフを通じて、高齢者が楽しい一日を過ごし、体力の維持と身体機能の向上を図ることを目的に毎年開催されています。

競技は3面のコートを使い、24組136名の参加者で行われました。好天の下、皆さんは元気にコートの中でかけ声を掛けながら熱心に競技していました。

※いきいき壬雷クラブの加入単位クラブには、概ね60歳以上の方であればどなたでも入会できます。是非お友達を誘ってご入会ください。詳しくは、町社会福祉協議会事務局（TEL 82-7899）まで。

入賞者は、以下のとおりです。

順位	氏名
優勝	服部 俊彦
準優勝	村松 保雄
3位	高橋 繁昭
4位	達家 速雄
5位	深江 昭義
6位	小平 留義
7位	渡辺 倫男
8位	渡辺 英雄
9位	刀川 チイ
10位	加藤 建夫

第85回都市対抗野球大会出場

7月18日から東京ドームで開催される、第85回都市対抗野球大会に出場が決まった、全足利クラブに所属する後藤康友（ごとう やすとも）監督他選手4名（町出身）がその報告に町長室を訪れました。

全足利クラブは、北関東第1代表として36年ぶりの出場を果たしました。

後藤監督及び選手たちの今後のさらなる活躍が期待されます。



※写真説明 左から
 戸崎尚哉（壬生中出身） 小宮山達也（壬生中出身） 後藤康友（壬生中出身）
 小菅一弥町長 吉田情志（南犬飼中出身） 戸崎和磨（壬生中出身）

第4回チャリティー交流会開催



5月24・25日の2日間、壬生中央公民館において、壬生町文化協会（会長 田中鍾八郎氏）主催の「蘭学のまち“みぶ”第4回チャリティー交流会」が開催されました。「文化活動を通してみぶまちから福祉の輪を広げよう」というテーマのもと、ステージ・展示・出店の3部門に分かれ、会場は大いに盛り上がりました。壬生高JRC部によるステージの司会進行やたくさんの中학생ボランティアの協力のもと、天候にも恵まれ、会場には2日間で約3500名もの来場者が訪れました。



まちのわだい

さつまいもの苗植え なかよし農園



6月11日、稲葉公民館北側にある「なかよし農園」において、さつまいもの苗の植え付けが行われました。

いなば花と緑の郷づくり協議会の方達が先生役となり、稲葉小学校の児童と、一本一本丁寧に苗を植え付けていきました。農園には子どもたちの笑顔があふれていました。

やすづか保育園児と共に

南犬飼地区公民館主催講座「開花学級」の多世代ふれあい交流事業として去る6月10日に、やすづか保育園児と南犬飼地区老人会の会員が集まり、さつまいもの苗の植え付けを行いました。

当日は快晴に恵まれ、約30人の園児が畑に集まり、おじいちゃん、おばあちゃん達の指導により500本の苗を植え付けました。

10月には収穫し、大きく育ったさつまいもを料理する予定で、園児との再会を楽しみにしていました。



保育園児が古代米で田植え体験



5月22日、下稲葉地内の水田（高橋要市さん^{たか はしやう いち}所有）において、メリーランド保育園の園児たちが下稲葉食育応援隊（木村春男隊長^{きむら はるお}）の協力を得て、古代米の田植えをしました。

これは子どもたちに農業体験を通して食の大切さを知ってもらおうと毎年実施されているもので、当日は夏を思わせる晴天に恵まれ、田んぼに入って泥だらけになりながら、苗を植え付けました。

園児たちは、秋に黒いお餅が食べられるかもしれないと聞いて、収穫を楽しみにしていました。

悠久の丘でのご葬儀を承ります

家族葬・直葬
安心低料金

みどり葬祭

- 冠婚葬祭司会、アシスタント派遣業務
- 葬祭事業、ギフト販売業務

365日
24時間受付

028-601-7781

所在：〒321-0165 宇都宮市緑3-1-10



■当社安置所利用無料■

■みどり葬祭ファミリークラブのご案内■

入会金・年会費・月々の積立一切なし

※事前相談、御見積をお勧めいたします



第48回さつき展示会開催



5月30日～6月1日の3日間、壬生中央公民館中ホールにおいて、壬生町文化協会盆栽部(部長 戸崎一三氏)主催の「第48回さつき展示会」が開催されました。会場には、丹精を込めて育て上げられた見事なさつきが64点展示され、華やかな雰囲気に彩られました。出品された方のお話では、毎年同じように花をそろえることは大変難しく、なかなか思い通りにはいかないそうです。

知事賞には清水清壽しみずせいじさんが選ばれ、来賓からは多くの町民を楽しませ、さつきの普及更には芸術文化の推進にご尽力いただきたいと激励をうけていました。

わんぱく睦っ子の森にカブトムシ観察舎オープン

5月26日、わんぱく睦っ子の森において、カブトムシ観察舎のオープニングセレモニーが開催されました。

カブトムシ観察舎は、近隣住民及び小学校、保育園、一般の方々の憩いや情操教育の場としての利用を図っていくことを目的に、平成25年度にとちぎの元気な森づくり県民税を財源として、建設された施設です。

セレモニーには、むつみの森就労支援施設の入所者やメリーランド保育園及び森の子保育園の園児、みぶファール会(中里年昭会長)等約60名が集まりました。

セレモニー終了後には、みぶファール会によるカブトムシとオオムラサキの幼虫の放虫会及び観察会が実施されました。夏にはたくさんのカブトムシを観察することができるかと思しますので、ぜひお越しください。



田んぼまわりの生き物調査



6月21日に羽生田地区の「夢・はにしすぎやまの里協議会(杉山恵一しげかず会長)」による生き物調査が行われました。

これは、環境の大切さや自然を思いやる心を育むため、身近な水路や田んぼの中にどんな生き物が棲んでいるかを調査するもので、地元の小学生や地域の方々が参加しました。

子どもたちは網を持って水路に入り、一生懸命に水中の生き物を探し、アドバイザーの櫻井正美さくらい まさみ氏と一緒に捕獲した生き物の種類を調べました。その後は水質の調査を行い、場所を変えて調査の結果や感想を発表しました。

この日は、ドジョウ・オイカワ・カワムツ・ヨシノボリ・アメリカザリガニなどが観察でき、地域の自然に対する関心が深まる有意義なものとなりました。



まちのわだい

壬生北小学校 こども自転車大会優勝



6月12日、第43回交通安全こども自転車栃木地区大会が行われました。大会には、栃木地区の小学校6校、31名の小学生が参加し、技能を競う実技テストと、道路標識や交通規則などの知識を競う学科テストが行われました。

壬生町からは、壬生北小学校（鈴木ひかりさん、すずき 柔川駒莉亜さん、くまがわ 上田純菜さん、うへだ 小林凜音さん、こばやし 宮森乃愛さん、みやもり 石崎航大くん）が参加し、団体の部で優勝しました。

個人の部では、小林凜音さんが優勝、鈴木ひかりさんが第2位、柔川駒莉亜さんが第4位、上田純菜さんが努力賞を獲得しました。

「健康づくりのためのボディデザイン教室(歯科医師講話)」を開催！

6月1日(日)「健康づくりのためのボディデザイン教室」が開催されました。第1回目は、「歯周病で寿命が短くなる!? ～歯周病と全身の病気の関係～」と題して、下都賀歯科医師会会長の早乙女雅彦先生がご講話下さいました。

約50名の参加者は、健康寿命を延伸するためには、生活習慣の改善とともに、歯と口腔の定期管理(メンテナンス)によるところが大きいことを学びました。



保育園・育成会児童の親子が黒川の源流域で植樹活動



NPO夢くらぶむつみの「黒川にサケを呼び戻す会」(代表:荒川富夫氏)では、6月21日に、森の子保育園、ありんこ保育園、そして六美南部育成会の学童の親子68人の参加を得て、黒川の源流域である滝ヶ原峠で植樹活動を行いました。

子どもたちは、以前に植えた苗木が鹿にほとんど食べられてしまい全滅している現状に、改めて山の木を守ることの大切さを学習し、今回、椴、山桜そして栃の木を植えました。

植樹の後は、地元の方々の指導で、地元のそば粉を使用したそば打ちを体験し、自分たちで打ったそばを食べて大満足していました。

いずれは植樹した山桜が満開になり、地元住民の方々と“お花見”で交流ができることを願い、今後もさらに植樹活動を進めていきたいと思います。

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 35年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-132-102

法人様トラブル サポート不在のトラブル復旧 <small>様々なお悩みに対応します。ご相談ください。</small>	不要パソコン処分 個人情報データ消去で安心 <small>Windows7,8,ノートパソコン買取も承ります。</small>
パソコン診断復旧 格安修理、ウィルス感染駆除 <small>お急ぎ下さい。お急ぎの対応。データ復旧も承ります。</small>	中古パソコン販売 初期設定済、すぐ使用できます <small>お急ぎの対応。データ復旧も承ります。</small>
パソコン生活・本舗 〒321-0228 壬生町大御町6-3-103 ☎0282-82-1830 定休日:日曜日、月曜日 営業時間:10時～19時	

みんなの 広場



とざわ 土澤りさちゃん(H21.7.4生) いっぺい 一平ちゃん(H19.7.10生)
(城南)



おらあきらんと 荒明風斗ちゃん(H22.7.2生)
(安塚南部)



みなかわ あみり 皆川愛海ちゃん(H21.7.18生)
(至宝町北)



くさ のいつまき 草野樹ちゃん(H19.7.23生) もりた あいり 森田愛理ちゃん(H19.7.3生)
(落合) (至宝町北)

毎週土曜日朝9時から10時まで、歴史民俗資料館で、この『壬生論語古義抄』を使った素読の教室《壬生論語古義塾》を開催しています。出欠自由ですので、ぜひご参加ください。参加費は無料ですが、初回のみ200円の資料代がかかります。

【みづまるから一言】
チームワークは本当に大切。でも「赤信号 みんなで渡れば こわくない」では困るよね。
一人一人がしっかりと自分の意見や考えを持ってその上で、協調・調和するということが大事ということだね。



君子は人と協調・調和するが、安易に同調・雷同したりはしない。小人はその反対である。

(子路第十三)

【六九】
子の曰く、君子は和して同ぜず、小人は同じて和ぜず。

新しい論語素読のテキスト『壬生論語古義抄』から、章句を紹介します。

今月の「壬生論語古義抄」(四)

教育・文化・スポーツの振興に取り組む
こんどちは！壬生町教育委員会です！
 第51回

夏まつり特集「八坂祭」

7/6(日)の出御祭、7/13(日)の大神輿渡御の様を30分番組に編集してご紹介します。ぜひご覧ください！

初回放送 8/11(月)9時～

※再放送の時間は、電子番組表またはケーブルテレビのホームページをご確認ください



地上デジタル 111ch リモコンボタンは 111

★CC9ニュース 今後の取材・放送予定★

内容	開催日	放送日
知事と語ろう！とちぎ元気フォーラムin壬生 (壬生中央公民館)	8/2(土)	8/4(月)
壬生ふるさとまつり(壬生町総合公園)	8/23(土)	8/25(月)

取材・放送の予定は予告なく変更の場合があります。予めご了承ください。

みなさんの地域の身近な話題をお寄せください!! [CC9ニュース] 月曜～金曜 夕方6時更新



わが家の アイドル

今回は9月生まれのアイドルを募集します。
写真は掲載後にお返しいたします。

【締 切】 8月20日

【必要事項】 氏名(ふりがな)(複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】 必要事項を明記の上、役場総合政策課または稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターまで

【申 込 先】 町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292 壬生町通町12-22
Eメールアドレス
info@town.mibu.tochigi.jp



やまほちあき
山畑直輝ちゃん(H22.7.23生)
(虹の杜)



あべかずと
阿部和斗ちゃん(H22.7.20生)
(六美町南部)



<はるはる
窪田遙ちゃん(H23.7.23生)
(西高野)



かとうりいな
加藤莉依菜ちゃん(H23.7.26生)
(幸町一丁目)

歴史民俗資料館だより

埋蔵文化財発掘調査シリーズ

「上田浅間塚古墳」

初めて新聞に掲載された壬生の古墳

「日本にも珍しい 円筒を発掘す 南犬飼の古墳から……」これは、大正14年3月26日付けの下野新聞に掲載された上田浅間塚古墳に関する記事のタイトルです。もう少し記事の内容を見てみると。

昔は富士山の古墳と称する円形の塚あり、十年前までは昼なお暗い大森林で婦人子供は山中に大蛇が住むと言って恐ろしがつていた。

塚の周囲は三百尺(約90m)あり、立派な空堀がめぐって

いた。
青年団が塚の地ならしを行なった際、地下凡そ三尺位のところから、古刀剣を発掘。

円筒埴輪の他に、……短甲らしきものあり、博物館にも珍しきものなれば神社に保管を勧める。

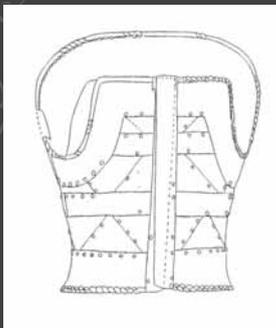
また周囲から破損なき三個体の円筒埴輪を発掘。

以上から、上田浅間塚古墳は、昔は富士山古墳と言われ、墳丘の直径が約27mの円墳で、周囲には深く掘られた周溝が完全な形で廻っていたようです。また遺物の出土状況から、竪穴系の埋葬施設があり、その中から直刀、剣、そし

て短甲が出土したようです。円筒埴輪は、新聞記事からでは古墳に立てられていたものか、埴輪棺として再利用されていたものかは不明です。

特に短甲は、古墳時代においては中央政府から地方の有力者と考えられた特別な品物であったと考えられ、上田浅間塚古墳に葬られた人物もかなりの力をもった人物と推測されます。今のところ壬生町で短甲が出土したのは本墳のみです。短甲やその他の鉄製品は、現在錆をとめる処理を行い、資料館にて保管されています。

* 短甲：古墳時代における身を守るための鉄製の鎧。



参考例 短甲実測図

問合せ先

歴史民俗資料館

☎02882-8218544

地元と共に まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0386
FAX:(86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)1356

フリーダイヤル 0120-12-0798

壬生町職員採用試験案内

平成26年度壬生町職員採用試験を次のとおり行います。この試験の程度は、高等学校卒業程度です。

職種及び採用人員

- ◆一般事務 8名程度
- ◆土 木 1名程度
- ◆保育士 2名程度
- ◆保健師 1名程度

受験資格

◆一般事務

昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方。

◆土木

昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、平成27年3月末日までに学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校等において土木工学に関する課程を修了した方、又は修了見込みの方。

◆保育士

昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、保育士の資格を有する方、又は平成27年3月末日までに資格を取得する見込みの方。

◆保健師

昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、保健師の資格を有する方、又は平成27年3月末日までに資格を取得する見込みの方。

※ただし、次のどれかに該当する方は受験できません。

- ア、日本国籍を有しない方
- イ、成年被後見人及び被保佐人
- ウ、禁こ刑以上の刑に処せられ、その執行が終るまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの方
- エ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこ

れに加入した方

一次試験日程及び会場

平成26年9月21日(日)

8時30分～9時受付

壬生中央公民館 ☎82-0108

試験案内・申込書の請求

◆試験案内及び申込書は、

①役場総務課、稲葉出張所及び南大
館出張所で8月12日(火)まで配布
しています。

(祝日を除く月曜日から金曜日の
午前8時30分から午後5時)

②郵送で請求することもできます。

郵送での請求の場合は、宛先を明
記し、120円切手を貼った返信
用封筒(角型2号)を必ず同封し
てください。

③壬生町公式ホームページからタウ
ンロードすることもできます。

申込方法

◆申込書に必要な事項を明記し、履歴書
(所定の様式)、卒業(見込)証明書
及び成績証明書を添えて総務課へ提
出のうえ、受験票を受け取ってくだ
さい。

郵送の場合は「壬生町職員採用試験
案内」に従ってお申し込みください。

申込受付期間

◆7月2日(水)～8月12日(火)

月曜日から金曜日(祝日を除く)の
午前8時30分～午後5時までは、

郵送の場合は、8月12日までの消印
があるものに限り受け付けます。

採用予定
合格者は平成27年4月1日に採用と
なります。

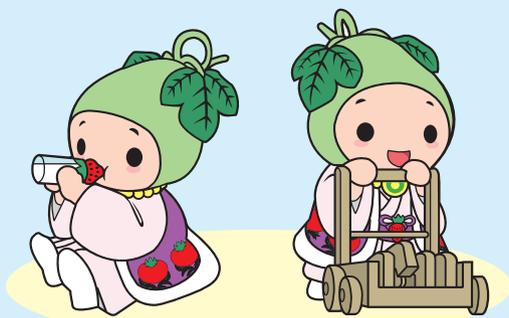
申込・問合せ先

◆壬生町総務部総務課庶務人事係
〒321-0292
壬生町通町12番22号
☎81-1806

寄 附

下記の方々より、まちづくりや福祉に役立ててほしいと寄附がありました。

- ストロベリー様……………3千円
- (株)梁島總業様……………10万円
- 匿名様……………1万円



絵画「ピアノが大好きです」



稲葉小2年
矢村 心乃



稲葉小5年
山名 佑斗



絵画「サイネリア」

8月の納税等

- 町県民税 (2期)
 - 国民健康保険税 (2期)
 - 介護保険料 (2期)
 - 後期高齢者医療保険料(2期)
- 納期限 9月1日

表紙の写真

「現存する土方歳三の全身像写真の中で最古のものである。吉野氏所蔵」
公開は(7/26)9/10～9/15)です。それ以外には写真パネル展示です。

